

春秋時代の兄弟集団

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2338963>

出版情報 : 史淵. 112, pp.143-161, 1975-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

春秋時代の兄弟集団

越智重明

は し が き

春秋時代は氏族(宗族)を政治社会の基礎としたが、その氏族が内部的にどうなっていたかといふことの歴史的研究は比較的少ない。本稿はこの氏族の内部が支配氏族、被支配氏族ともに兄弟集団で構成されていたことを論じ、あわせてそれをめぐる若干の問題をとりあげる。(以下、氏族制下の兄弟集団のしくみを、兄弟集団全体の組織・機能に重点をおいて兄弟集団制という。また、以下、兄弟集団といえはとくに断らない限り兄弟集団制における兄弟集団を指す。)ところで、氏族制ひいては兄弟集団制は春秋中期ごろから崩壊し始め戦国時代にはほぼ完全に崩壊している。本稿は兄弟集団制のあとどのような形をもつ近親集団(としての家)が出現したかにもふれる。補

さて、この時代の支配氏族の氏族制の様態は宗法として示されているが、それは恐らくほぼ春秋(末)から戦国にかけて今日のような形を整えかけてきたのであろう。この宗法は嫡長子孫制と小宗集団制とを二つの柱とする。前者は君主が自らの支配体制を確立し官僚機構を整備することと何らかのからみあいをもって出現したと考えられ、それだけに一種の家父長制的外形をもつ。しかし、すでに宇都木章氏が指摘しているように、それは事実とはなれた政治理論的意図を含むものである。その真実はむしろ後者の小宗集団制のなかに求められねばならない。この小宗集団については、加藤常賢氏が「兄弟終身共居共財制に基く小宗制的族組織」という説明をしておられるが、正鶴をえてい_いる。

こうした小宗集団の様態は当時の兄弟集団を宗法（の一部）として整齊し図式化したものであるが、しかし、それは嫡長子孫制とからみあっているだけに、右の兄弟集団制とはズレがある。本稿はそれにもふれる。なお、本稿は続稿、「漢時代の家をめぐって」（以下、続稿という）の序論的性格をもつものである。

一 父兄と子弟

本節は春秋左氏伝などを史料として、春秋時代近親集団である兄弟集団が当時の氏族の政治社会活動の単位であったことをとりあげ、さらにそこにおける父兄が兄弟集団を統率する長兄であり、子弟がその統率に服する兄弟集団の構成員であること、父兄の機能の一端などにふれる。なお、礼記文王世子に、

若公與族燕、則異姓為賓、膳宰為主人。公與父兄齒、族食世降一等。…公與族燕、則以齒、而孝悌之道達矣。

とある。この際の父兄は公の諸父と諸兄とのことで、その諸父との間に孝をいい、諸兄との間に悌をいうものである。父兄にはこうした意味もあるが、ここではそれを論外とする。また、比較的古い史料にあっても、父兄が単に父と兄とを意味するものもないわけではないが、ここではそれをも論外とする。

さて、春秋左氏伝桓公二年の条を見ると、晋で文侯の弟が曲沃に封ぜられたことについて、

師服曰、吾聞、國家之立也、本大而末小。是以能固。故天子建国。立諸侯也。諸侯立家。卿大夫稱家。卿置側室。側室、衆子也。得立此一官也。

大夫有貳宗。適子為小宗者。次者為次宗、以相輔也。士有隸子弟。士卑、自以其子弟為僕隸也。庶人工商各分親。皆有等衰。庶人無復尊卑、以親疏為分別也。衰、殺也。是以民

服事其上、而下無覬覦。

とある。註は杜預のものである。会箋に「側室、对正室之称。非官名。…後世以妾為側室、非古義矣。」とあるが、要するに側室は嫡子に対する余子の称である。また、会箋に、「貳宗、即小宗。蓋以貳於大宗、言之。…大夫既為大

宗。則貳宗自是小宗。況経伝不言大小宗之外、别有貳宗。杜謬。」とあるが、要するに貳宗は大夫を大宗とし、そのつぎのもの（大夫の弟）を小宗とするものである。さて、その天子、諸侯、卿、大夫には兄弟としての経済的一体性はない。（共財ではない。）こうしたことがあるにしても、右は本来天子から庶人工商に及ぶまでの嫡統たるものを取りあげ、その嫡たるもの（長兄）を大としその弟を小とする兄弟の結びつき、乃至両者でもつ機能が政治社会の基本的ななりたちであるとしているものである。これは氏族制社会の崩壊した戦国以降にはないものである。このことは（氏族制時代に属する）春秋時代において兄弟集団制が存在していたことを察せしめるであろう。こうしたものであるだけに、右で士（一人）がその子弟を役している（隸とは役の意味）のは、嫡統中の嫡たるもの（長兄₁士）がその子弟を役していることになる。さて、左氏伝襄公十四年の条に、

（前略）天子有公。諸侯有卿。卿置側室。大夫有貳宗。士有朋友。庶人工商阜隸牧圉皆有親暱。以相輔佐也。善則賞之、過則匡之、患則救之、失則革之。自王以下、各有父兄子弟、以補察其政。

とある。両記事を対比すると、天子以下庶人工商に及ぶまで、嫡統中の嫡たるもの（長兄）がその兄弟との結びつきをもつだけでなく、同族の（兄弟以外の）全男子構成員を父兄子弟として握っていたこと、及びその「職務」につとめるのを父兄子弟が助けるべきであったのがわかる。ところで、両者の子弟は同質なるべく、それだけにこの父兄は自ら兄弟集団の長兄を指すことになる。^{補②}なお、左氏伝襄公八年の条に、鄭の使者が晋に行つて告げたことをのせているが、そのなかに、楚が鄭を攻めたときのこととして、

民死亡者、非其父兄、即其子弟。

といっている。これは民について、父兄、子弟のあったのを証している。左氏伝では民はもともと被支配氏族たるものを指す。^②この民についてもそのように考えるべきであろう。

なお、魯では春秋前期まで公の位の継承に兄弟相統的傾向があり、春秋後期になつてもその王位の継承に兄弟相統

的傾向が続いている。³⁾ 兄弟相続は嫡長子孫制と相反する・兄弟集団制的機能である。従ってこれは春秋時代魯の君主に關し兄弟集団制的機能があるのを物語っているとされよう。

いまここで父兄が一人でありえることを示す若干の史料を、公の同族である父兄についてみてみよう。左氏伝昭公二十二年の条に、宋の華向らが叛いたが、そのことに關し、

(前略) (宋公) 対曰、孤不佞。不能媚於父兄。

とある。その杜註に、「華向公族也。故称父兄也。」とある。また、左氏伝昭公二十五年の条に、

(宋) 公曰、寡人不佞。不能事父兄。以為二三子憂。寡人之罪也。

とある。その杜註に、「父兄、謂華向也。」とある。また、戦国策秦昭襄王に、

(前略) (樓緩) 対曰、割河東、大費也。免国患、大利也。此父兄任也。王何不召公子池而問焉。王召公子池問之。

とある。この父兄は公族の公子池を指している。こうした父兄は公の同族であると同時に一人で父兄である。これは兄弟集団が現実には父集団(世父、父、季父などからなる)を構成するものとして子集団(子、従子からなる)に對し、さらに長兄がそのなかの兄であるところに出ているのであろう。(さきに礼記文王世子について見た父兄は諸父と諸兄とを意味するが、同族人間において、中心となる人物―その際は公―から見た際、同一人物が諸父で同時に諸兄でもあるということは、排行が違い存在出来ない。つまりその父兄が一人であるということは成立しない。)

さて、兄弟集団を父兄子弟の語で現わす際、右の理解に従うとその子弟は子集団の子たちと父集団の弟とからなることになる。ところで、父兄と弟の子とのつながりは直接的・間接的な二つの面からみることが出来る。まず直接的なつながりの面であるが、さきに見た礼記文王世子の記事は、広く諸父に對しても子の世代が孝をつくすべきであることを示している。一方、第二節で引用する儀礼喪服に「辟子之私也」とあるが、(疏によりつつ考えると)、それは兄弟集団

において父の兄弟が同じ住居にいと子が世父（父の長兄）に父事して父に十分孝をつくせないから、父子が同じ住居にいて父に十分孝をつくすのを説いているとされよう。（そこには少なくとも世父に対し、その弟の子の孝が潜在的に存在していることが想定されよう。）右に見たところは直接的には相矛盾するところがあるが、それにしても巨視的総合的に見た際、父兄に対し弟の子が、その父に孝をつくすほどでないにしても、やはり孝をつくすべきであったのを察せしめよう。なお、左氏伝成公十八年の条に、「（前略）使訓卿之子弟共儉孝弟。」とある。この孝悌は、卿とその弟（父集団）に対する子集団の人びとの孝と、卿の兄弟間や子たち兄弟間の悌（恐らくそこに従父兄弟間の悌を含む）とを意味しているのであろう。つぎに間接的なつながりの面であるが、父兄が弟の子を統率する際、それが弟を通じて間接的に現われたことのあるのは、これを察するにたかくない。しかし、何れにしても、兄弟集団において父兄の統率が弟の子に及ぶべきは間違いなからう。⁴

ところで、公などのような支配者をもつ氏族の場合、「その支配者と父兄集団の父兄との間には君臣関係が生ずる（場合が多い）。左氏伝隱公十年の条に、

寡人唯一二父兄不能供億。

とあり、その杜註に、

父兄、同姓群臣也。供、給、億、安也。

とあるが、この父兄は同姓の臣下である。また、孟子滕文公上に、

（前略）定為三年之喪。父兄百官、皆不欲曰、吾宗國魯先君、莫之行。吾先君、亦莫之行也。至於子之身、而反之、不可。

とある。この趙註に、「父兄百官、滕文同姓異姓諸臣也。」とあるが、この父兄も同姓の臣下であろう。また、戦国策東周恵王に、

秦王不聽群臣父兄之議、而攻宜陽。

とある。この父兄も右と同様のものであろう。

また、右の子弟には子弟としての道がある。春秋隱公元年の経に、「夏五月、鄭伯克段于鄆。」とあり、その穀梁伝に、

段、鄭伯弟也。…段、弟也。而弗謂公子。貶也。段失子弟之道矣。

とあるが、この子弟の道はそれである。また、子弟は常に父兄の對外行為のなかに埋没しているわけではなく、子弟そのものとして表面に出てくることもあった。左氏伝定公二年の条に、

夏四月、西辛、鞏氏之群子弟賊簡公。

とある。ここに見える（群）子弟の記述はそれを裏から示しているといえよう。

ここで若干のことを補足説明しておく。第一は、左氏伝昭公十二年の条に、

三命踰父兄、非礼也。

とあるものについてである。これは叔仲子が叔孫昭子と季氏とを憎み合わせようとして季平子に言った言葉である。

ここに三命を受けたとされているのは叔孫昭子である。この言葉は、一般的な形としていえば、兄弟集団の存在を前提として、子弟でありながら父兄をこえて三命を受けるのは礼でない、という意味である。ところで、会箋に、「（前略）昭子無兄。引礼法、連言之耳。」とあるが、この際叔孫昭子に兄がいなくすればそれは叔孫昭子が父兄である父をこえて三命を受けるのは礼でないということになる。第二は、左氏伝僖公十八年の条に、

衛侯以国讓父兄子弟及朝衆。曰、苟能治之、燬（衛の文公の名）請從焉。

とあるものについてである。この父兄、子弟、朝衆は衛公の同族及び朝にある異姓の支配者層を意味する。会箋に、「父兄、謂伯叔父庶兄。既讓国。故自名。」とあるが、この父兄の理解はいままで見たところに従うと必ずしも正

確とはいえないことになろう。第三は、父兄が往々同族の指導者となるだけに、父兄の語が（同族の）長老を指す場合が生じたことについてである。左氏伝定公十三年の条に、

晋趙鞅謂郟午曰、婦吾衛貢五百家。吾舍諸晉陽。午許諾。婦告其父兄。父兄皆曰、不可。（下略）

とある。その会箋に、父兄を「午之諸父兄及郟中長老。」としているが、この際の父兄には恐らく同族中であつてその意図を代表する年長者といったニュアンスが入っているのであろう。また、国語晋語五に、

（前略）武子怒曰、大夫非不能也。讓父兄也。

とあり、この韋昭の註に「父兄、長老也。」とある。

もともと左氏伝などの記述はそのまま無条件に信用することは出来ない。しかし、右で兄弟集団（制）について考へた限りではその信憑性が大きく、とくに疑わしいようなところはない。それだけにその検討結果として、春秋時代もともと基本的な近親集団として兄弟集団があり、それを統率する長兄を父兄といい、それに服するものを子弟といつた。こうした兄弟集団ひいては兄弟集団制は支配氏族、被支配氏族を通じて存在したと考えられる、といえよう。

なお、兄弟集団制が崩壊して以後の父兄、子弟については継稿でふれる予定である。

二 宗法上の兄弟集団

本節は小宗集団（つまり宗法上の兄弟集団）を今迄見てきた兄弟集団との対比を頭においてとりあげる。

宗法上兄弟集団乃至兄弟集団制が存在したという際、根拠とされるもの一つに、儀礼喪服に、

父子一体也、夫婦一体也、昆弟一体也。故父子首足也。夫婦胙合也。昆弟四体也。故昆弟之義無分。然而有分者、則辟子之私也。子不私其父、則不成爲子。故有東宮、有西宮、有南宮、有北宮。異居而同財。有余則婦之宗、不足則資之宗。

とあるものがあげられる。(以下、これをさきの喪服という。)ところで、これについてはすでに漢時代兄弟が基本的に共財であることを示しているという理解と、兄弟は基本的に別財であるが、そこに経済的な相互扶助の關係(以下、それを経済的相通という)があるという理解と、兄弟の分離方向を示しているという理解とがあった。最初の事例に風俗通があり、第二の事例に白虎通があり、第三の事例に後漢書^{卷七}許荆伝の記事がある。しかし、さきの喪服が、兄弟が基本的に共財關係にあるのを示していることは、その同財という表現からみて間違いない。つまり、さきの喪服は兄弟は別居、共財であり、兄弟を父とする父子は共居、日常の経済生活面では共財のわくのなかでかなりの自立性をもつ、としていると考えられる。

しかし、さきの喪服の記述をこのように理解するためには、同じ儀礼喪服の特殊な同居をめぐる記述の内容がそうした理解と矛盾なく読めることを確かめておかなければならない。いまその点をとりあげる。

儀礼喪服には、また、

継父同居者。伝曰、何以期也。伝曰、夫死妻穉子幼。子無大功之親。與之適人。而所適者、亦無大功之親。所適者、以其貨財、為之築宮廟、歲時使之祀焉。妻不敢與焉。若是則継父之道也。同居則服齊衰期。異居則服齊衰三月。必嘗同居、然後為異居。未嘗同居、則不為異居。

とある。(以下、これをあとの喪服という。)礼記喪服小記にはあとの喪服を説明して、

継父不同居者、必嘗同居、皆無主後、同財而祭其祖禰、為同居。有主後者、為異居。

とある。これは同居が(子が幼なるとき)、継父の側にも継子の側(つまり、その実父の側)にもともに後たるべきものがないこと、両者が共財であること、継父が継子のために宮廟をつくってその祖禰を祀らせること、を条件として成立すること、及び、継父に実子ができたとき異居となること、を示している。こうした喪服小記の説明は右の儀礼喪服の説明としては蓋し正鵠をえているものであろう。ところで、さきの喪服に同居の語は見えないが、異居は見

えている。この異居の様態は、異居が基本的に住居形態に関するものである（別居である）を示している。また、あとの喪服と喪服小記との同居、異居の場合、それが基本的には住居形態に関するものであるが、ただ特殊な性格をもつためそこに附帯条件がついていること、及び本来その同居と異居とが対置語であることが考えられる。こうしたことは、さきとあとの二つの喪服の記事が、異居という語が基本的に住居形態（具体的には別居）を示すもので、かつそれが内容上同居に對置されるものである、という点で一致するのを示していると同時に、さきの喪服において父子が同居した際それが同居という語で表現されるべきを察せしめるに足ろう。

いま右を頭においてあとの喪服の同居の内容を考えてみよう。あとの喪服の場合、喪服小記によって考えると、継父と継子とが喪服上同居とされるためには、同居のほかに共財が現実的な附帯条件の一つであった。ところで、継父に実子ができれば、その実子は父を私する。そのためその実父子は同居すること（同居すること）になり、それにもなつて継父と継子とは自動的に別居（異居）となる。その際これらは当然のこととして旧来のような継父子間の共財關係を否定することにならう。かくて、そこに一般的な形として実父子が同居（同居）すると同時にそれらだけで共財關係をもつことが一応予想される。こうした推定をしてくると、一般的な形として（兄弟の一人を父とする）父子だけが同居（同居）、共財（同財）であるとされることになる。それはさきの喪服の兄弟が別居（異居）であつてしかも共財（同財）の關係をもつという記事とくい違つてくる。これについてはつぎのように考えるべきであろう。あとの喪服はもともと継父も継子もともに（同一排行でいった際）大功（＝従父兄弟）以内の親がなく、かつ継子が幼ないときのことを述べているものである。ところで、兄弟集団は終世共財であるから、従父兄弟が久しきにわたつて共財のこともある。それだけに大功以内の親がないということは（固定的静止的な形でとりあげた際）、共財親がないということになる。（あとの喪服の鄭玄の註に、「子無大功親、謂同財者也。」とあるのはそうした観点にたつものである。）ともに共財親がないとそこに継父子間だけの共財關係も生ずる。しかし、右の実情であるだけ

に、そのことは一般論として（兄弟を父とする）父子だけが共財関係をもつを意味することにはならない。このように見てくると、さきの一般的な形として実父子が共居（同居）すると同時にそれだけで共財関係をもつという予想は誤りで、一般的な形としては実父子はただ共居（同居）たるに過ぎない、ということになる。こうしたことはさきの喪服の共居（同居）をめぐる理解と何ら矛盾するところはない。（以上の考察において宮廟の祭りのことにふれなかつたが、その異居にあたりそれがどのようになるのか定かでない。しかし、そのことは別に以上の考察に差支えを生ずるものではない。）

なお、あとの喪服の鄭玄の註には、

録恩服深淺也。見同財則期。同居異財、故同居今異居、及繼父有子、亦為異居。則三月。未嘗同居、則不服。

とある。「見同財則期」は、現に共居共財であれば期の喪に服する、と読むべきである。また、「同居異財」は継父と継子とが共居であつても、異財である場合についての見解を述べたものである。あとの喪服の場合、いままで見てきたのは子が幼ないときのことであるが、子が成長して自ら財をもつに至つたが、継父には依然子がなくかつ両者が共居しているといったことも生じえる。右は蓋しそのような場合のものであろう。しかし、これはあくまで特殊なものであり、これを以てさきの一般的な父子の共居（同居）に関する見解を否定すべきではない。

ところで、あとの喪服には同居、異居のほかにその何れでもないものがある。これを基本的な形において考えた際、同居、異居という対立する概念、実態があるが、それらは一つのわくの内にあるもので、そのわくの外にあっては、その同居、異居という概念、実態が該当しないということになる。それは要するに、その異居が無限定にあるものとあるものが共居（同居）でない、といったことをいつていっているのではなく、ただ兄弟間の住居の關係についてのみいつているのを意味する。ところで、兄弟が異居である際、そこでは兄弟の子たちが、兄弟が全員死亡してしまふまで異居の關係にあることが想定される。ここで喪服を見ると、

夫之姑、姉妹娣姒婦。報。伝曰、娣姒婦、弟長也。何以小功也。以為、相与居室中、則生小功之親焉。とあり、

為夫之從父昆弟之妻。伝曰、何以緦也。相与同室、則生緦之親焉。

とある。これは兄弟が終世室を共にするだけに、その子（たち）である従父昆弟¹¹従父兄弟が久しく室を共にすることを重視し、それを固定的静止的に同室として把握したものである。そうした同室は住居を共にする、という意味である。蓋し兄弟は住居（宮）を異にしても近隣に住むことが多く、それが右のような形（同室）で理解されているであろう。宗法上の解釈において、都宮と称されるのはこの室のことである。また同室は同一大門内の住居者としても理解されている。この同室がさきに見た異居（の範囲）を固定的静止的な形でとらえたのは明らかである。

さて、礼記檀弓上に、

子柳之母死。子碩請具。子柳曰、何以哉。子碩曰、請粥庶弟之母。子柳曰、如之何、其粥人之母、以葬其母也。不可。既葬。子碩欲以賄布之余、具祭器。子柳曰、不可。吾聞之也。君子不家於喪。請班諸兄弟之貧者。

とある。子柳と子碩とは兄弟である。庶弟の母を粥るとは、庶弟の母（亡父の妾）を他に嫁させて財を与えることをいう。君子が喪に因ってえた財物を家に利しないとすれば、それはその家（兄弟の家、そこに兄弟の子孫を含む）より外的ものに班つべきである。かくて右の諸兄弟は兄弟より外の（従）兄弟（以下）を指すことになる。鄭註に、「以分死者所矜也。禄多則與鄰里郷党。」とあるが、これはそのような観点からなされたものであろう。ところで、右の記事は兄弟間に経済的一体性のあるのを示すにしても、それ以上の具体的なことを示していない。さて、同じく檀弓上に、

未仕者、不敢税人。如税人、則以父兄之命。

とある。これはいまだ仕官していないものは父兄の命といってでなければ財物を人におくれなかったのを示してい

る。この父兄は必らずやさきに見た父兄、子弟における父兄のことであろう。両記事はほぼ同時代のものであろうから、両者をあわせ考えると、前記事は兄弟集団における兄弟の共財の一端を物語っているとされよう。⁽⁸⁾これは宗法上の兄弟集団の兄弟が共財であったことと相応する。

論を進めよう。さきの喪服にあっては内容上嫡長子孫制のにおいはない。少なくとも嫡長子孫制のわくで読まねば全く通じないところはない。また、儀礼喪服に嫡長子孫制に基く嫡孫の宗廟主祭が見えないが、これは儀礼喪服の記事のなかに兄弟集団制のことがほぼ事実に近い形で残っている場合のあることを察せしめるものであろう。こうしたものであるだけに、さきの喪服において兄弟の共財が、兄弟それぞれが日常経済生活の単位となり、余りが出来ればプールし、不足が生ずればそれを取りくずす、という形をとるのが、一応（宗法上の兄弟集団の経済生活を示すと同時に、兄弟集団制の）兄弟集団の経済生活を示していると予測出来る。さて、第四節で引用する管子問は兄弟集団制がほぼ崩壊したころ、兄弟それぞれの家において兄弟それぞれが自立した経済生活を営むことを前提としつつも、富めるものが貧しいものを収養することのあるのを示している。これは（一種の）兄弟の経済的相通として理解出来る。この際、さきの喪服の兄弟の共財の実態が、（兄弟集団制の）兄弟集団における兄弟の共財のありかたをふまえたものであったが、それがこのように変化したと読むことも可能であろう。⁽⁹⁾

ここで白虎通がさきの喪服を宗法上、兄弟が基本的に別財でありながらも同時に経済的相通の關係にある、と読みかえているのを想起してみよう。白虎通の記述は漢の国家権力の要請にこたえ、本来の事実解釈をまげてまでも漢の政治に正当性を与えようとするものである。それだけにさきの喪服の読みかえは漢の国家がそれを必要としたことを示唆するが、事実それは漢の国家の戸籍の運営―税（役）徴収や村落支配とからんで⁽¹⁰⁾いるのである。このように見ると、白虎通の読みかえは、漢時代兄弟が各自の経済的自立性を保ちつつも、経済的相通の關係にありえる素地があったのを察せしめるとされようが、このことは兄弟の経済的相通そのものが、古い中国において無視出来ぬ存在で

あったのを示唆しているという点で右の見解をささえるところがあるろう。

ここで小宗集団の示すところと兄弟集団の実態とにくい違いのあることを祖先の祭りを例にとって考えてみよう。元来兄弟集団は一世代（同一排行）限りのものである。そこに兄弟の子が含まれているにしても、兄弟全部が死亡すると子たち兄弟はつぎの世代（排行）における兄弟集団を新たに構成する。こうしたものであるだけに、兄弟集団にあっては、本来、祖先の祭祀は兄弟共同で行うべきものである。ただ現実には長兄がこれを撰する。長兄が死亡すると次兄がこれに代る。（それが嫡孫にゆだねられることはない）そこには長子だけが祖先を祭る資格をもつことはありえない、といったことが考えられる。この点はかなりののちの史料からではあるが、ほぼ推定出来る。（こうした考察をなすにあたっては、さきにふれたように、儀礼喪服に、嫡孫の宗廟主祭が見えないことを注意すべきであろう。）一方、小宗集団にあっては長子だけが祖先を祭り支子（次兄以下）は祭りえない。これは宗法が嫡長子孫制をおし出す以上むしろ当然のことといえる。

三 礼記奔喪の同居

本節は、続稿における漢の戸籍制度考察の一環として、礼記奔喪の同居の語をとりあげる。

礼記奔喪に、

凡喪、父在、父為主。与賓客為礼。宜使尊者。

父没、兄弟同居、各主其喪。

各為其妻子之喪為主也。耐則宗子主之。

親同、長者主之。

父母没、如昆弟之喪、宗子主之。

不同、親者主之。從父昆弟之喪。

とある。註は鄭玄のものである。これは近親の喪の主宰についての基本的な記述であつて、父死亡後（子である）兄弟が互に独立するまえの一時的過渡的なものではない。そこにおいて父死亡後兄弟が同居していることは、父生存中も

父と(子である)兄弟とが同居していたのを意味する。父子、(子である)兄弟の兩者何れもが(終世)同居であるということは、そこに兄弟集団が存在し(父死亡後も子である)兄弟が終世同居である、父と(子である)兄弟との同居は父の兄弟が現に兄弟集団を構成している場合のことであつて、それは父とその兄弟との終世同居のわくのなかで存在する、としてしか理解出来ない。ところで、奔喪には統いて、

聞遠兄弟之喪、既除喪而后、聞喪、免祖成踊、拜賓則尚左手。

とある。遠兄弟と喪との關係については、他に、礼記檀弓上に、

曾子曰、小功不_レ税、則是遠兄弟終無服也。而可乎。

とあり、礼記喪服小記に、

降而在總小功者、則税之。

とある。税とは、日月が已に過ぎてから喪を聞きそれに服するのをいう。この小功は再從兄弟のことであり、總(麻)は三從兄弟のことである。いままであげた四記事をあわせ見ると、礼記では喪服上從兄弟(大功)と再從兄弟・三從兄弟(つまり遠兄弟)との間に大きい一線が引かれていたが、それは(男系)血縁關係を固定的靜止的にとらえ、兄弟とその子とが同居することをふまえて、その子の排行において從父兄弟(の同居集團)と再從兄弟、三從兄弟とが別に生活する、という線をうち出しているとされよう。

なお、礼記檀弓上に、

有殯聞遠兄弟之喪、雖總必往。非兄弟、雖鄰不往。所識、其兄弟不同居者、皆弔。

とある。この「兄弟不同居者」については、疏に二説があげられている。すなわち、

今有既非兄弟、又非疏外。平生所共知識往來、同恩好。今若身死者、兄弟雖不同居、亦就往弔之。成其死者之恩旧也。其死者兄弟不同居尚往弔之。則死者子孫就弔可知。拳疏以見親也。已有殯得弔之者、以其死者與我有恩旧也。

皇氏以為、別更起文。不連有殯之事。所識者、謂識其死者之兄弟、是小功以下之親。既議兄弟、雖不同居、皆一一就弔之。未知然否。故兩存焉。

とある。恐らく後者の説の方が正しいのであろうが、何れにしても、右で遠兄弟Ⅱ再從兄弟、三從兄弟の關係を兄弟不同居としてとらえていることに間違いはなからう。それは裏からいえば（兄弟）、從兄弟の關係を兄弟（終世）同居としてとらえていることになる。これは自ら右の考察結果と相応する。

かくて、いま問題としている礼記奔喪の兄弟同居は基本的には兄弟の終世同居のこととなるが、その兄弟の子たちが兄弟が全員死亡するまで（久しきにわたって）同居するだけに、彼ら（從父兄弟の人びと）を固定的靜止的に同居ということもある、とされよう。¹²⁾

なお、このように見てきた際、（現行の）礼記には同居という表現について奔喪系統と喪服小記系統との二種類の異った系統の史料が入っていることになる。こうしたことは礼記がいろいろな系統のもとによってつくられた以上、むしろ当然とされよう。

四 氏族社会の崩壊と兄弟集団

兄弟集団制はもともと氏族制社会に存在したものであるが、その氏族制社会はごく大まかにいえば、世襲的な卿、大夫、士、農（＝庶）といった身分秩序のある社会である。（ここでは君主は自らの属する支配氏族―士以上―全体の長としての性格をもつ。）ところで、氏族制社会は春秋中期から動揺しかけ戦国時代には崩壊してしまふ。そうした変移にもなつて世襲身分制にも大きい変化があった。そこでは卿、大夫、士、農（庶）といった身分秩序は残っていたが、その卿、大夫、士は君主（個人）の支配体制をささえる（新）官僚制における官僚群の身分秩序たるべく方向づけられていた。その官僚制では世襲性が薄れるとともに個人の才幹、能力が重んぜられ、また個人と個人とのつな

がりが改めて問題となってくる。こうした変化と相応じて、ヨコの関係を基本とする兄弟集団制が崩壊して行き、そのわくから外れて兄弟を夫とする夫婦の家や兄弟を父とする父子の家が、同じくそのわくから外れた兄弟の家とならび存することになり、さらにそこには父子の家が父、(子である)兄弟それぞれの家に分れることも生ずる。こうした家は、兄弟の家を除いては、個人あるいは個人を起点とするタテの関係を基本とするものとして把握出来る。⁽¹³⁾ (ただし、以上の家はすべて家が共財である、という観点からみた家である。) (社会の底流には兄弟集団制の遺制がなく根強く残っており、それが政治の運営にからむことも多い。この点は統稿でとりあげるが、それは別の表現をすれば、古い中国の家を財産関係だけで見ようとすると事実とズレる恐れがあるということにもなる。) 本節は第一に、兄弟集団崩壊の過程を裏からみるべく、氏族制社会―世襲身分制の変質過程の一環をなす士の世襲身分制の動揺を考え、第二に、兄弟集団崩壊にともなう新しい家出現の一端を見ようとしてみるものである。

まず第一の点についてであるが、旧来の氏族制社会において士は日常農耕に従事していたようである。しかし、當時士の職能を代表していたのは戦士たることであつた。ところで、氏族制社会の動揺、崩壊のなかで身分の世襲性が次第に個人の才幹、能力にとって代られるようになったが、そこでは士に主君の与える俸禄によって生活する主君個人の臣下―官吏という性格が強まってくる。(主君の与える禄には田禄もあつたであろうが、主なもの主君が直轄地から徴収し改めて士に分与した粟のようである。)

さて、国語斉語と管子小匡とに、春秋前期斉の桓公が行つたという参国伍鄙の改革が記されている。かつて別稿で述べたように、両方を対比すると斉語の方がより古く、それだけに参国伍鄙の史料としてはそれがより正確である。⁽¹⁴⁾ ところで、斉語によると参国伍鄙のとき農は国城周辺と鄙とにいたが、それらが軍役にかかわることはなかつた。一方、小匡によると参国伍鄙のとき農は(国城の規模が大きくなつてきたことにつれて結局)国城内にも入り、国城内外と鄙とにいた。それらはともに軍役に従うべく定められている。斉語と小匡とはこのような相異があるが、そ

の反面、旧来の身分秩序を否定するような記述がともに存在しているところもある。すなわち、齊語に、管子対曰、…夫是故士之子恒為士。…夫是故農之子恒為農。野処而不暱。其秀民之能為士者、必足頼也。

とある。改革がすでに兄弟集団制を崩して父子を基本とする父子集団をおし出し、人身把握面では壮丁を夫とする夫婦の家をおし出そうとしていることを考えると、農民の秀れたものを士とするということは内容的な矛盾を示しているというよりも、むしろ、そこに公—君主—が（氏族の長たるところに自己をおくよりも）自己を頂点とする官僚機構をつくり、有為の人材を集めようとすることの萌芽として理解すべきであろう。小匡の記述についてもこれと同様のことがいえる。こうした秀れた農は戦国時代のいわゆる庶人在官にあたる。また、逸周書作雒解に、

農居鄙、得以庶士。士居国家、得以諸公大夫。

とある。孔晁の註に、「居、治也。治鄙以農。治国家以大夫。」とあり、盧文弨の説に、「農之秀者可為士。士有功效可為大夫。」とあるが、この鄙にある農の秀れたものを庶士とするということも亦庶人在官を指しているといえよう。ところで、管子問は氏族制崩壊期のものであるが、そのなかに、

（問）官賤行書、…幾何人。

とある。纂註に、「官賤、庶人在官者也。行書、為他人行為文書、以収其賃也。」とある。この解釈はまず誤りもないといえよう。そこにも庶人在官のことが述べられているとされよう。¹⁶⁾

このように見てくると、士の場合、旧来の戦士という世襲的職能—世襲的身分を独占的に保つことは、農が原則として全員戦士となることよって不可能となった。そこには当然士の世襲身分制の動揺が生ずる。また、士には君主の官吏という性格が一面で強まってきたが、農の有能なものが君主の（下級）官吏となったため、旧来の士が官界を壟断するといったことも出来なかった。ということが理解されよう。

つぎに第二の点についてであるが、問を見ると、

問、宗子之叔昆弟者、以貧從昆弟者、幾何家。

とある。これは兄弟それぞれがすでに経済的に自立していることを前提とし、しかもそこに兄弟の経済的相通があったのを示しているときれよう。この兄弟それぞれの家ではすでに兄弟集団制は崩壊しているとすべきであろう。また、同じく問に、

余子、父母存、不養而出離者、幾何人。

とある。この余子は次子以下を指すものであろう。出離については、纂詁に「出離、謂與父母分居者。」とある。兄弟集団制崩壊後兄弟それぞれが経済的に自立した家をつくる際、そこには兄弟を父とする父子の家が生ずるが、その父子の家が父子共財でなく父と子とが別財のこともある。右はその際父と長子だけが共財で次子以下がそれぞれ別財の場合があるのを察せしめる。孟子の井田農民の家は蓋しこうした形のものであろう。(この際、共財を家の基本條件とすれば、次子以下は、それぞれ別の家を夫婦でつくることになる。)

註

(1) 宗法については宇都木章氏、「宗法制と邑制」(古代史 講義6)、加藤常賢氏、「支那古代家族制度研究」、鈴木隆一氏、「宗法の成立事情」(東方学報京都 第三十二冊) など参照。

なお、家父長制は必ずしも常に嫡長子孫制をとまなうわけではない。

(2) 松本光雄氏、「中国古代の邑と民・人との関係」(山梨大学文学部 研究報告 3) 参照。

(3) 前掲、「宗法制と邑制」参照。

(4) 氏族制崩壊後、一般的にいつて、父兄に父と兄、子弟に子と弟または「わかもの」を意味する用法が生ずる。

(5) 穀梁伝のこの子弟は父子の家における子弟かも知れない。しかしもしそうであっても、兄弟集団制における子弟にも子弟の道があったことに問題はなからう。

(6) 前掲、「支那古代家族制度研究」参照。

(7) 後漢書卷六十七に、

光和二、上祿長和海上言、礼從祖兄弟、別居異財。恩義已輕、服屬疎末。而今党人錮及五族。既乖典訓之文、有謬經常之

法。

とある。これは後漢時代、礼制上、従父兄弟までを共居共財と理解した事例である。この理解はもちろん固定的静止的な形で従父兄弟をとらえたものである。

(8) 檀弓については、宇野精一氏、「礼記檀弓篇の性格」（東京玄那学報）第一号、（参照）。

(9) ただし、兄弟集団制が崩壊した際、そこには夫婦の家も現われてくる。この点は第四節でもふれるが、続稿でやや詳しくとりあげる。

(10) (11) (12) 続稿参照。

なお、後漢書許荆伝についても続稿参照。

(13) 本文でふれた戦国時代の展望は別の機会にやや詳しく述べる。

(14) 拙稿、「戦国時代の聚落」（史淵第）参照。

(15) 国語齋語に見える参国伍鄙の改革は地縁的血縁的なものをふまえたものであるが、そこで家として示されているものは、原則的に壮丁を夫とする夫婦の家である。この史料は農が戦士になるまえのもので、全体としては古いものである。それだけに右の家の語を以て簡単に改革が夫婦共財の家をその基本的な家としたとはいえない。ところで、そこに父兄、子弟が見えるが、これは父と兄、子と弟とである。こうした父兄、子弟は父子の家におけるものである。これらをあわせ考えると、この改革は、兄弟集団制を崩して父子を基本とする父子集団をうち出し、人身把握面では壮丁を夫とする夫婦の家をおしだそうとしたもの、として理解されよう。ただし、この改革は春秋初期に行なわれたものであるだけに、そこに兄弟集団制を崩すという面が出てくるのはおかしい、そこにはかなりのち、戦国近くの社会状態が投影されているのではないかという疑問も生じよう。もしそうした場合があっても、本節の考察に支障はない。

(16) 管子問については、宇都宮清吉氏、「管子問篇試論第一部」（東洋史研究第）参照。

補註(1) ここでいう兄弟集団は、兄弟全員が死亡したとき消滅するが、その際その兄弟それぞれを父とする兄弟が、新たに兄弟集団を構成することになる。

(2) 士、工、商、庶人にも本文であげたような嫡統たるものが、現実存在したとは考えがたい。蓋し本文のような発想は、当时天子から大夫までが嫡統中の嫡たるものとして、それぞれ父兄子弟集団（≡兄弟集団）を握っていたこと、その父兄子弟集団を含めて、当時の社会が父兄子弟集団を基本として成り立っていたことをひとつにして説明しようとしたところに生じたのであろう。